

公共工事の中間前払金に係る取扱いについて

1 中間前払金制度

中間前払金の制度は、工事の前払金（契約金額の 10 分の 4 以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（契約金額の 10 分の 2 以内の額）を支払うものである。

- ・地方自治法施行規則 附則第 3 条第 3 項
- ・にかほ市財務規則第 133 条
- ・工事請負契約書に添付する契約事項第 35 条

2 中間前払金の対象となる工事等

前払金（請負代金額が 100 万円以上）の支払いを受けた工事で、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。

- ①工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ②工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

注) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの(複数年度契約)に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。(対象要件を満たさない年度については、中間前払金は行わず、当該年度については部分払を受けることができます)

3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 中間前払金の額

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならない。

5 中間前払金に係る認定

(1) 契約者は、中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書(様式1)を契約担当課に提出するものとし、当該請求書には工事履行報告書(様式2)を添付するものとする。

(2) 契約担当課は、認定請求書(様式1)の提出があったときは、原則7日以内に要件審査を行い、妥当と認めた時は認定調書(様式3)を請負者に交付するものとする。

(3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。

(4) 出来高の数値に疑義がある場合は、請負者に当該数値の根拠となる資料の提示を求め、確認するものとする。

6 中間前払金の支払い

請負者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、請求書に保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書を添付して契約担当課に提出するものとする。

7 中間前払金と部分払の併用禁止

1件の工事(複数年度契約にあっては、1の年度の工事)について、中間前払金と部分払(複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払いを除く。)の両方を受けることはできない。

8 適用時期

平成27年4月1日以後の入札の工事から適用します。